

公益社団法人日本ローイング協会

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明で公表している旨述べた資料については、以下のページにて公開している。
<https://www.jara.or.jp/jara/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	・ 協会の将来を見据えた基本方針としてビジョンを定期的に策定し、社員総会で発表しています。直近のビジョンは東京オリンピック・パラリンピック以降の当協会の基本指針として協会創立100周年記念事業として策定し、2021年9月17日の定例理事会で採択、本会創立100年記念誌と共に各都道府県ボート協会をはじめとした関係先に配布するとともに本会HPに公表いたしました。 ・ 中長期計画については、現行のビジョンを踏まえ、2022年度から2024年度迄を対象期間とした中期事業計画を策定し、2022年3月の定例理事会での承認を経て6月の社員総会で報告し、本会HPに掲載しました。 ・ 次期中期事業計画（2025年度以降）の策定については、2024年12月の定例理事会において策定を決議し、現在進めております。作成方針として、協会運営の根幹をなす選手強化活動のレビューを踏まえて、当会として検討を要する活動の一つである強化に関する中期計画を先行して作成し、その後協会全体の中期計画を作成する手順で進めています。 ・ 本年9月の定例理事会で、中期強化戦略計画が承認され公表しました。中期強化戦略計画の策定に当たっては、タスクフォースを設置した上で、協会外からの意見も募った上で、議論がなされました。なお、現在は、中期強化戦略計画を踏まえ、協会全体に関する中期計画の作成に着手し、本年12月の定例理事会での承認を目標としております。	・ JARA2020ビジョン ・ 中期事業計画（2022年～2024年） ・ 中期事業計画（2022年～2024年）策定に関する理事会議事録（2022年3月） ・ 次期中期事業計画策定に関する理事会資料（2024年12月） ・ 中期強化戦略計画（2026年シーズン～2028年シーズン）決定理事会議事録（2025年9月） ・ 中期強化戦略計画（2026年シーズン～2028年シーズン）
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	・ 2025年6月現在、当会は、5本部17委員会及び事務局により、総勢378名体制で事業を推進しています。前回審査（2021年）時より、退任も有りましたが、延べ83名の新規スタッフを育成及び増員し、現有体制を維持しております。なお、随時、協会の役職者、委員、スタッフ、職員の氏名を協会HPで公表しています。 ・ 委員会毎に育成計画を立て、経常的な事業活動及びテーマや大型イベント毎のプロジェクト活動を通して経験を積んでいくことで人材の育成が図られており、経験・実績と資質が認められた人材を、スタッフ→委員→オフィサー→業務執行理事へと登用するプロセスが定着しております。 ・ 上位職への登用は、業務執行会議での承認が必要とされております。また、役員（理事・業務執行理事）については、同様のプロセスを経て発掘された人材を役員選考委員会にて諮問し、諮問結果を踏まえて理事会及び総会の承認を得て登用されています。 ・ 弁護士や企業経営者などガバナンスやコンプライアンスに通じた人材を、主として外部役員として理事や監事に選任しています。 ・ 上記のとおり、現場主義の人材発掘・育成・登用が当会において十分に機能しており、今後もこれを踏襲していく方針であり、この方針を公表しております。 ・ また、組織運営に関わる人材とは別の取組みとして、強化を中心に次世代人材育成の目的で、ナショナルコーチ体験プログラム及び次世代トップコーチ育成プログラムを実施するとともに、上記1で言及した中期強化戦略計画においても人材育成の新たな仕組みづくりが提案されています。	・ 組織図 ・ 役職員・委員・スタッフ一覧表 ・ 中期事業計画（2022年～2024年） ・ 中期事業計画（2022年～2024年）策定に関する理事会議事録（2022年3月） ・ ナショナルコーチ体験プログラム実施報告資料 ・ 次世代トップコーチ育成プログラム実施報告資料 ・ JARA人材採用育成計画

（様式5） スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	・財務の健全性を確保する為に、会計年度毎に協賛金募集活動や募金を積極的に実施し、自主財源の確保に努めています。また、資金の動向や補助金や助成金の見込みを踏まえ、業務執行単位（委員会毎）の収支の計画を予算として策定しております。 ・財務状況や予算計画については社員総会で財務会計ベースの決算書だけでなく、管理会計ベース（委員会毎の事業収支）の実績と予算計画を事業計画に即した分析・説明と併せて報告しています。決算書並びに予算計画は事業計画と共にHPに毎年掲載し公表しております。 ・予算策定は現場である各委員会の業務計画に基づいた積み上げが起点となっており、予算計画は、幅広い意見が反映されたものとなっています。具体的には、委員会ごとに取り纏めた予算案を財務委員長に提出し、財務委員会により査定や委員会との折衝を経て全体予算に落とし込み、理事会での承認を経て策定されるというプロセスを経ています。 ・2022年3月に策定した中期事業計画には財務の健全性を確保する為の中期の施策を盛り込み、また、2024年3月に予実管理を徹底すべく予算管理規程を制定し、その後、当該規程を遵守した支出が行われております。 ・上記1の中期強化戦略計画においても、当会予算の多くを占める強化活動に関する支出について言及されており、財務の健全性を確保する旨とそのための方針が改めて確認されています。 ・2025年度予算策定時に中期の財務指標が策定され、理事会の承認を受けております。	・予算管理規程 ・中期事業計画（2022年~2024年） ・中期事業計画（2022年~2024年）策定に関する理事会議事録（2022年3月） ・中期財務指標（2024年~2026年）

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	・本会では、現在の役員数は28名、監事3名です。また、外部理事の目標割合を25%以上、女性理事の目標割合を40%以上と定めております。 ・外部理事については、官公庁や上場企業で経営者として組織を引率している者、弁護士として企業法務の経験を有する者などを配置し、現在8名（29%）と目標を達成しております。外部理事は、理事会において、幅広い経験や専門的知見に裏付けられた意見を積極的に述べ、外部理事としての責務を果たしております。 ・女性理事は現在9名（31%）で、そのうち2名が業務執行理事として実務にも関与しています。ジェンダーの多様性の確保は当会の重要課題と位置付けており、次期改選期（2026年6月）に向け、内部登用に加え、他協会や他団体などからの人材情報を収集し目標に向けて努力していく方針です。	・役員名簿（担当職務・外部理事分類の根拠記載）
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	・当会は社団法人であるため、評議員会は設置しておりません。	・組織図 ・社員名簿
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	・当会は、2015年にアスリート委員会を設置し、強化選手や日本代表の合宿や遠征の際のアンケート等を通じて選手の声を直接吸い上げて、当会の運営に反映させて参りました。 ・アスリート委員会の委員長は、日本代表選手及び日本代表コーチの経験を有する理事が勤めており、毎月の委員長会、業務執行会議及び四半期開催の定例理事会に出席し、アスリートの声を反映する体制を取っています。 ・近年は、企画戦略委員会が、今後の強化方針並びに中長期計画の策定の過程で、協会としてアスリートの活動をレビューしており（強化活動レビュー資料参照）、アスリート委員会の活動と重複することから、アスリート委員会の活動を再定義しておりますが、アスリートの視点を反映した協会運営は継続しております。 ・直近のアスリート委員会の主な活動は、アスリートから要望の多い次世代人材育成に関する事項となっており、2022年度はナショナルコーチ体験プログラムを、2023年度からは次世代トップコーチ育成プログラムにアスリートの声を反映することに取り組んでいます。	・アスリート委員会新設理事会資料（2015年12月） ・組織図 ・委員会規程 ・アスリート委員会名簿 ・ナショナルコーチ体験プログラム実施報告資料 ・次世代トップコーチ育成プログラム実施報告資料 ・アスリートの意見ヒアリング資料

（様式5） スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	・ 当会定款上、理事は5名以上30名以下と定めていますが、現在の理事数は28名です。現在の業務量や業務内容に鑑み、適正な規模と判断しております。 ・ 定例理事会は年4回開催されており、理事の出席率は毎回90％を超えています。 ・ 理事会メンバーは、官公庁の長経験者、企業経営者、弁護士、医師、教師、金融関係経験者などを擁しており、構成の多様性が確保されています。"	・ 役員名簿 ・ 理事会規程
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	・ 役員選任規程において、原則として就任時に65歳以下と定めています。2024年6月の役員改選時において、例外は有りません。 ・ 会長（代表理事）は、例外なく外部理事から選任することになっております。	・ 役員選任規程
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	・ 役員選任規程において、原則として5期10年を上限とする旨を定めています。 ・ 再任については、役員選任規程において、退任後4年以上の経過期間が必要であると定めています。 ・ 2024年6月改選期において、例外措置対象者が1名おりましたが、役員選考委員会並びに理事会において、任期延長の理由等を確認し決定しております。 ・ 例外措置該当者は、代表理事且強化本部長を兼任しており、中長期計画の遂行に当たって不可欠であるとの特別な事情によるものです。	・ 役員選任規程 ・ 役員名簿（任期と在任年数記載） ・ 役員候補者選考委員会議事録（2024年）
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	

（様式5） スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4） 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	・ 役員候補の選定に際しては、独立した諮問機関として役員候補者選考委員会を理事会の決議により設置し、役員候補者選考委員会で審議することになっています。 ・ 構成員は、本会顧問、参与、監事、弁護士等有識者を選任しております。 ・ 役員選任規程を制定後、これまで、2022年改選期及び2024年改選期に上記方式にて対応しました。次期改選期は、2026年6月となりますが、同様のプロセスで選定する方針です。	・ 役員選任規程 ・ 役員候補者選考委員名簿（2022年） ・ 役員候補者選考委員名簿（2024年） ・ 役員候補者選考委員会議事録（2022年） ・ 役員候補者選考委員会議事録（22024年）
11	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1） NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	・ すべてのローイング関係者に向けて、倫理ガイドラインを公表して遵法意識を高めるよう訴えると共に、役員職員、指導者を対象として倫理意識の徹底と法令遵守に関するコンプライアンス規程を制定しています。	・ 倫理ガイドライン ・ コンプライアンス規程 ・ 就業規則
12	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2） その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	・ 組織や構成員に関する規程を都度改定、整備しており、これらの規程に基づき法人の運営を行っております。また、各会議体の運営規程、委員会の職務分署を定めた委員会規程など法人の運営に必要な規程も整備しています。 ・ 定款の他、社員選任規程、理事会規定、社員総会規程、業務執行会議規程、役員選任規程、委員会規程、経理規程を定めており、近年は予算管理規程を新たに制定しました。今後にも必要に応じて規程内容の改定・規程の追加を検討いたします。	・ 定款 ・ 社員選任規程 ・ 役員選任規程 ・ 社員総会規程 ・ 理事会規程 ・ 業務執行会議規程 ・ 委員会規程 ・ 経理規定 ・ コンプライアンス規程 ・ 予算管理規程

（様式５） スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2） その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	・ 組織や構成員に関する規程を改定、整備しており、これらの規程に基づき法人の運営を行っております。また、各会議体の運営規程、委員会の職務分署を定めた委員会規程など法人の運営に必要な規程も整備しています。 ・ 定款の他、社員選任規程、理事会規定、社員総会規程、業務執行会議規程、役員選任規程、委員会規程、経理規程を定めており、近年は予算管理規程を新たに制定しました。今後必要に応じて規程内容の改定・規程の追加を検討いたします。	・ 個人情報保護方針 ・ 情報公開規程 ・ 印章管理規程 ・ 稟議決裁に関する内規 ・ 内部通報規程 ・ 予算管理規程
14	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2） その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	・ 当会の役員は原則として非常勤、無報酬ですが、常勤の役員の報酬並びに費用に関する規程を整備しております。 ・ また、職員の報酬については就業規則に定めを設けております。	・ 役員の報酬並びに費用に関する規程 ・ 就業規則
15	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2） その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	・ 法人の財産に関する規程としては、定款における「財産及び会計」の規定があるほか、会計基準、経理規程、同細則、寄付金等取扱規程を整備しています。特定資産の取扱規定は経理規程に包含されています。	・ 会計基準 ・ 経理規定 ・ 経理規定細則 ・ 寄付金等取扱規定

（様式5） スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2） その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	・ 財政的基盤を整えるための規程として、定款第7条に社員の経費負担義務を定めており、その詳細は社員の経費負担規程において明文化しております。 ・ また、役員の報酬並びに費用に関する規定、旅費規程、諸謝金規程、海外滞在費規程等を整備して、費用支払に関して厳格な管理運営を行っています。 ・ 収入に関しては、会費規程、競技団体登録・選手登録の義務化や選手のスポンサー契約締結の取り扱いを明文化した競技者規程、同細則、賞金等の取扱規程、選手等の海外派遣や合宿における自己負担に関する負担金規程を整備しています。	・ 社員の経費負担規定 ・ 旅費規程 ・ 諸謝金規程 ・ 海外滞在費規程 ・ 表彰規定 ・ 競技者規定 ・ 競技者規定細則 ・ 負担金規定 ・ 公認コース認定規程 ・ 規格艇登録規程 ・ ロゴ及びブレードデザインに関する規程 ・ 賞金等の取扱規程
17	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3） 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	・ 代表選考の公平かつ合理的な選考を手続面から担保するために、選考委員会規程を定め、これに基づいて選考委員会を設置しております。 ・ 選手が選考結果等に不服がある場合に訴え出ることができる旨定めた裁定委員会規程を整備して、選手の権利保護を図っております。 ・ 選手選考の前提となる選手選考方針は、強化委員会が起案し、顧問弁護士が内容の公平中立性に加え、表現の一義性や具体性についても十分な確認を行った後、理事会承認を経て、可能な限り早いタイミングで公表するようにしております。 ・ 選手の肖像権に関し、金銭の授受が発生するようなケースについては、賞金等取扱規程の中で帰属比率等を明記しています。また、各大会の大会要項にも、大会主催者に帰属する旨記載しております。	・ 選考委員会規程 ・ 内部通報規程 ・ 裁定委員会規程 ・ 賞金等取扱規程 ・ 大会要項 ・ 競技者規程 ・ 2025年日本代表選手選考方針
18	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4） 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	・ 審判委員会規約や公認審判員規定を整備し、HPに掲載し告知しています。 ・ 審判の大会への派遣は資格、実績及びスケジュールを踏まえて、審判委員会が決定しており、大会参加者や所属団体からの恣意的な要望に影響される懸念はありません。 ・ これまで大会参加者との間で利害対立が生じたことはないものの、公平性及び合理性を制度的に担保するために公認審判員規定を改訂し、現在は2025年版を施行しています。	・ 公認審判員規程（2025年改定版） ・ 審判委員会規約（2025年改定版）

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	・ 理事・監事に弁護士資格を有した者が複数いるほか、スポーツ法務に精通した法律事務所と顧問契約を結び、相談ルートを確認しております。 ・ 経理財務に関係する事項については、監査契約先の公認会計士及び税理士に相談ルートを確認しております。 ・ その他、登記手続き及び雇用等については、司法書士及び社労士との相談ルートを確認しています。	・ 法律顧問契約 ・ 監査契約書 ・ 役員名簿
20	〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	・ 当会はコンプライアンス委員会を設置しており、コンプライアンス委員会の役割や権限は、コンプライアンス規程に定めております。 ・ コンプライアンス委員会は年に1回開催されるほか、案件ごとに適時臨時招集されることとなっております。 ・ 委員会では、年に一度のコンプライアンス遵守状況の見直し、個別事案の審議を主要な任務とするほか、コンプライアンス強化を図るべく、コンプライアンス体制の強化に関する施策や計画について定期的に協議する場として位置づけられています。 ・ コンプライアンス委員会の審議内容は理事会で報告されております。また、理事会決議事項について、コンプライアンス委員会が助言や提言を行うことがあります。	・ コンプライアンス規程 ・ コンプライアンス委員会名簿
21	〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	・ コンプライアンス委員会には、それぞれ、コーポレートガバナンスを含む企業法務、刑事弁護に精通した弁護士が2名所属しております。うち1名は女性です。	・ コンプライアンス委員会名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・役員に対するコンプライアンス教育としては、年に1, 2回、理事会の後に、役員のコンプライアンス意識向上を目的として、ケーススタディを中心としたコンプライアンスに関する情報提供を行い、議論しております。 ・また、今年度より役員及び職員に対するコンプライアンス研修を、最低年1回実施しており、今後年2回程度の定期開催を予定しております（今年度は計33名の参加がありました。）。	・務執行理事向け協会規程に関するコンプライアンス研修資料 ・役職員向インテグリティ研修案内資料 ・.2025年度役職員向ガバナンス研修資料
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	・日本代表選手及び指導者を対象として、外部講師により、年1回以上コンプライアンス研修やインテグリティ研修を実施しております。 ・指導者向けとして、公認コーチ養成「ローイング専門科目」として、公認コーチ1、3, 及び4養成講習会において協会の担当弁護士による講義を実施しております。 ・都道府県協会に最低1名以上の設置を義務付けているセーフティアドバイザー講習会において、ハラスメントに関する研修を定期的の実施しています。 ・また、選手や指導者を対象として、協会所属の弁護士によるコンプライアンス研修を関係団体からの要望により無償で実施する制度を設けております。	・インテグリティ研修資料 ・公認コーチローイング専門科目研修資料 ・セーフティアドバイザー研修資料
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・毎年、春期の全日本社会人選手権大会及び秋期の全日本新人選手権大会時に開催する全国審判員研修会において、コンプライアンス教育を実施しています。 ・2022年度、2023年度は、協会コンプライアンス担当理事（弁護士）によるウェブ会議システムを用いたコンプライアンス研修を実施しました。	・審判員コンプライアンス研修資料①～④

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	・スポーツ法務に精通した法律事務所と法律顧問契約を締結しており、契約書等の確認、規定類策定時の相談及び選手選考方針の確認等日常的に相談をしております。 ・また、永年の実績ある監査法人・税理士事務所と監査委託契約を締結しています。必要に応じ、計算書類の確認精査は監査法人の担当会計士・税理士に依頼しています。	・法律顧問契約 ・監査委託契約
26	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	・公益法人の会計原則を遵守すると共に、経理規程に準じた済々とした経理処理を遂行しております。 ・業務執行単位である委員会毎に業務計画・予算を策定しておりますが、予算や業務計画の実行及び実績管理は業務執行会議、理事会にて監督されることとなっており、いずれも適切に実施されております。 ・業務等の監査に関しては、監事に対して常時事務局から情報を提供すると共に、監事が業務執行の現場や意思決定の場（業務執行会議）に立ち会うなど、十分な連携が確保されています。 ・また、必要に応じ、計算書類の確認精査に関しては監査法人の担当会計士・税理士に依頼して実施しております。	・監事名簿 ・監査委託契約
27	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	・補助金等の使用は、実施機関が定める手順書、ガイドライン、規程等を遵守して実行しており、該当する委員会によるチェック、事務局の担当職員によるチェック及び財務会計担当職員による最終チェックと、複数のチェックを経る体制で厳格に管理しております。 ・当会では、業務執行単位である委員会毎に業務計画・予算を策定し、予算や業務計画の実行及び実績管理は業務執行会議、理事会にて監督されることとなっており、いずれも適切に実施されております。 ・補助金の不適正使用については、コンプライアンス規定4条5項で禁止されており、懲罰規程3条7項においても禁止事項として掲げられており、懲罰の対象となる旨が明確にされております。	・JSC助成金交付決定通知書 ・会計基準 ・経理規定 ・経理規定細則 ・コンプライアンス規程 ・懲罰規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	・法令の定める計算書類等は内閣府に報告すると共に、法令に基づいた公告を実施（HPに掲載）しております。	・2024年度決算・予算表 ・.2025年度予算表
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	・当会は、法令で要求される情報開示以外にも、HPやSNSを通じて、積極的に情報開示・情報提供を行っております。 ・選手選考方針は理事会決議により決定されますが、承認された後は直ちにHPに掲載して公表しています。 ・所属団体への説明を行い、質問や問い合わせを受け付け対応しています。 ・各年度及び各世代における選手選考方針については公平性を担保するため、専門家（法律顧問先）との事前協議を必ず実施することとしています。	・選手選考委員会規程 ・2025年度日本代表選手選考方針 ・日本代表選手選考結果に関する会議資料及び開示資料
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	・ガバナンスコード対応状況については、2021年よりHPに掲載し公表しています。 ・直近では2024年10月に2024年度の公表を行いました。	・2024年10月開示資料及び報告資料

（様式５） スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	・重要な契約は、都度顧問弁護士が確認し、条件の精査を行った上で、理事会の承認決議を経ております。 ・また、利益相反が疑われる取引については、顧問弁護士に確認の上、利益相反取引に該当すると判断された場合には、法令の定めに従い、理事会の承認決議を経ております。 ・理事会の利益相反取引の承認決議に際しては、必要十分な情報を開示の上、慎重に議論しております、利益相反の適切な管理を目的として利益相反管理規程を制定しています。	・利益相反管理規程

（様式5） スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
32	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	・ 利益相反管理規程を制定し、利益相反にあたる事項及び価値判断について定めています。	・ 利益相反管理規程
33	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	・ 内部通報制度を設け、その運用については内部通報規程に詳細に定められております。 ・ 制度の仕組みをわかりやすく図示したものを協会のHP上に掲載するとともに、事務局宛に問い合わせが来た場合もスムーズに通報窓口との連携を図っております。 ・ 内部通報窓口を担当している者はいずれも弁護士（外部弁護士を含む）であり、職務上守秘義務を負っていることに加え、内部通報規程の中に、個人情報保護に関する定めや通報者等の保護に関する定めを設けております。	・ 内部通報規程
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	・ 内部通報窓口を担当している者はいずれも弁護士であり、制度改善などにも関与しております。 ・ 内部通報窓口は、外部弁護士や外部理事など、協会の業務執行を担う者からは独立した者が担当し、業務執行を担う者の関与なく独立して調査することができる体制を構築しております。	・ 内部通報規程
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	・ 処分を実施する際には、対象者の告知聴聞の機会を設けております。・ 内部通報窓口は、外部弁護士や外部理事など、協会の業務執行を担う者から独立した者が担当し、業務執行を担う者の関与なく独立して調査することができる体制を構築しております。 ・ 懲罰規程第6条4項に基づき決定された後、処分内容は書面（処分通知）により通知することにしております。	・ コンプライアンス規程 ・ 懲罰規程 ・ 処分通知（ひな型）
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	・ 処分は、弁護士を含むコンプライアンス委員会で議論され、その答申を受けて、理事会で議論の上決議されております。 ・ 利害関係者がいる場合には決議から除外するなど、適切に運営しております。2024年度は、懲戒処分を行った件はありません。	・ コンプライアンス委員会名簿 ・ 懲罰規程 ・ コンプライアンス規程
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	・ 協会が関与する紛争等の処理については、中立、公正な裁定機関である裁定委員会を設置し、紛争の迅速かつ適正な解決を図っております。 ・ 裁定委員会の運用については裁定委員会規程に詳細を定めており、同規定に公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう、自動応諾条項を定めております。 ・ 懲罰規程に基づく処分に対してもスポーツ仲裁を利用できるよう、懲罰規程に自動応諾条項を定めています。	・ 裁定委員会規程 ・ 裁定委員会規定細則 ・ 裁定委員候補者名簿 ・ 懲罰規程
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	・ 裁定委員会の判断に不服があった場合には、判断を交付する際に、スポーツ仲裁の利用が可能である旨を口頭又は書面で通知しております。 ・ 懲罰規程に基づく処分は処分事例がないものの、今後、懲罰処分があった場合には、処分通知（ひな型）を交付して、当会の判断を通知することとしており、同通知には不服があった場合にはスポーツ仲裁の利用が可能である旨を記載しております。	・ 処分通知（ひな型）
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	・ 当会における危機管理や不祥事対応は、案件ごとに都度適切なメンバーで迅速にプロジェクトチームを組成し、対応しておりましたが、2025年9月に「JARA危機管理マニュアル」を制定しました。JARA危機管理マニュアルには不祥事対応の一連の流れ、及び、不祥事対応の外部調査委員会を設置する場合の流れが含まれております。 ・ また、2024年12月に大会における安全安心体制構築を目的とし、リスクに対応するためのマニュアルを作成した上で、UNIVAS　SSC認証を受けております。	・ UNIVAS・SSC認定証（2025年2月） ・ JARA危機管理マニュアル ・ UNIVAS SSC資料

（様式5） スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	・ 当会での不祥事発生の事例はありません。 ・ 不祥事対応は専門家の協力を仰ぎつつ行う想定であり、調査結果に基づいて、根本原因を解明の上、解消させるよう努め、再発防止策を明確にする方針です。	
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会 は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	・ 当会での不祥事発生の事例はなく、外部調査委員会を設置した経験はありませんが、必要性が生じた場合には独立性、中立性、専門性を確保するよう努めます。	
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	・ 都道府県協会は、当協会の加盟団体ではなく日本スポーツ協会の加盟団体である都道府県体育・スポーツ協会に加盟しているため、本項目は該当いたしません。 ・ 一方、各都道府県協会の代表者は当協会の法人を構成する社員として社員総会を通して当協会の統治に関与しています。このような関係性から当協会が都道府県ローイング協会の統治に積極的に関与する立場にはありません。 ・ もっとも、都道府県ローイング協会からの求めに応じて、必要な情報提供や支援を行っております。 ・ なお、都道府県ローイング協会を9のブロックに組織したブロック長会議を通じて、都道府県ローイング協会との間では情報の共有、課題解決に向けた意思疎通が十分に図られており、都道府県ローイング協会の状況は適時適切に把握しております。 ・ 原則として、都道府県ローイング協会の自主運営に委ねておりますが、必要に応じて当会スタッフや当会顧問弁護士が適切に指導、助言、支援を行っております。	・ 定款（法人の構成） ・ 社員選任規程 ・ 社員総会規程 ・ 組織図
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	・ 社員総会の他に、全国都道府県連絡協議会やブロック長会議などの際に、必要に応じて情報提供や研修会を実施しております。今後も要望に応じて研修等を実施することとしJOC支援センターの協力による研修会の活用も検討する予定です。 ・ ブロック長会議を通じて協会の方針について伝達し、その浸透状況について情報を共有しており、問題が生じた場合の解決に向けた意思疎通も円滑に行われていると考えております。これまで共有された情報としては、国際競技大会での結果、代表選手の強化進捗、国際活動の状況、競争規則の改定などがあります。 ・ また、選手や指導者を対象として、協会所属の弁護士によるコンプライアンス研修を関係団体からの要望により無償で実施する制度を設けております。 ・ さらに、日常的に当会スタッフや当会顧問弁護士を中心に、コンプライアンス及びガバナンスに関して相談を受け、適宜助言を行っております。	・ 社員選任規程 ・ 社員総会規程 ・ 2024年度都道府県連絡協議会資料 ・ 2024年度全国ブロック長会議資料